

基準値を超える割合は徐々に低下し、現在では1%を切るレベルで推移



（注）平成23年3月24日～平成27年1月31日までの検査結果を水産庁にて集計。

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

福島県以外の自治体においても、100ベクレル/kgを超える割合は徐々に低下し、2012（平成24）年10～12月期以降は1%を切るレベルで推移しており、2014（平成26）年10～12月期は0.1%まで低下しています。

なお、基準値を超えている魚種は、国からの出荷制限指示などにより、いずれも市場に流通しないよう措置されています。

本資料への収録日：2014年3月31日

改訂日：2015年3月31日

本情報は事故当時（2011年）～2014年度の情報です。

関連Q&A

・4章 QA3 農林水産物の安全性を確保するためにどのような取組がとられているのですか